

北海道沿岸漁業改善資金貸付事業事務処理要領

昭和54年11月20日水産第 482号
一部改正 昭和55年 9月24日水産第 478号
(中略)
平成22年 2月12日水経第1131号
平成22年 4月 1日水経第1381号
平成23年 6月28日水経第 388号
令和元年 6月25日水経第 479号
令和 4年10月 3日水経第 917号

沿岸漁業改善資金貸付事業の事務処理については、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）並びに北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号。以下「貸付規則」という。）及び北海道沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和54年告示第3590号。以下「貸付基準」という。）の定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第1 需要額の調査

- 1 総合振興局長又は振興局長は、毎年度、翌年度に係る資金需要額を調査し、沿岸漁業改善資金需要額調査書（第1号様式、以下別記第2号様式から別記第22号様式までのうち、標題に「沿岸漁業改善資金」とあるものは、この要領の以下の本文規定においてその記載を省略する。）により、10月15日までに水産林務部長に提出するものとする。
なお、この場合、この制度の対象となっていないものであって、この制度の趣旨に合致すると認められるものについては、調査書（その2）として提出すること。
- 2 総合振興局長又は振興局長は、需要額の取りまとめにあたっては、この制度の適合性等について、関係の水産技術普及指導所（以下「指導所」という。）、北海道信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）及び漁業協同組合（以下「漁協」という。）と協議をするものとする。

第2 貸付枠の配分

- 1 水産林務部長は、資金需要額並びに国の通知に基づき、貸付事業計画が確定したときは、総合振興局等別貸付枠配分書（別記第2号様式）により、貸付枠の配分を行うものとする。
- 2 水産林務部長は、前項の確定前に、配分を行う必要があると認める場合には、貸付予算並びに貸付事業計画の範囲内において、内示措置をするものとする。

第3 貸付枠の変更

- 1 総合振興局長又は振興局長は、第2により配分を受けた貸付枠の内容について変更を生じたときは、総合振興局等別貸付枠配分変更協議書（別記第3号様式の1）により、水産林務部長と協議するものとする。
- 2 水産林務部長は、貸付枠配分の変更をしたときは、貸付枠配分変更書（別記第3号様式の2）により総合振興局長又は振興局長に通知するものとする。

第4 貸付資格の認定

貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、これを貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に添え、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けるものとする。

第5 貸付資格の認定の申請

- 1 貸付資格の認定の申請手続は、貸付規則第8条並びに第16条の規定によるが、認定申請書、事業計画書及び貸付申請書を受けた漁協は、次項に定める事務を終えた後、その写しを信漁連に送付するものとする。
- 2 漁協は、前項に定める申請書等の提出があった場合、関係の指導所の意見を聞き、事業計画の修正を要すると認める場合にあつては当該貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）を指導するものとする。

第6 連帯債務者

申請者が、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める者が連帯債務者になるものとする。

- (1) 共同借入れの場合 事業受益者全員
- (2) 未成年者である場合 その者の法定代理人

第7 連帯保証人

- 1 貸付規則第7条に定める連帯保証人の数は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 貸付金額が400万円未満の場合 2人以上
 - (2) 貸付金額が400万円以上の場合 3人以上
- 2 連帯保証人は原則として、申請者が加入する漁協の区域内に住所を有する者とし、又、漁協に加入していない場合にあつては、申請者と同一の市町村に住所を有する者とする。
- 3 共同借入れの場合には、連帯債務者以外の者とする。
- 4 申請者が、青年漁業者等養成確保資金のうち漁業経営開始資金を借入れする場合にあつては、その者が後継する現在の経営主1人以上を充てるものとする。
- 5 貸付規則第10条に定める借用証書の特約条項第6条第2項に定める保証人の変更請求又は連帯保証人が保証人としての要件を欠くに至ったときは、借受者は、連帯保証人変更届（別記第4号様式）を漁協を経由して、総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。
この場合、漁協は、第5第1項に準じ処理するものとする。
- 6 連帯保証人は、申請者が借用証書を提出する日の前1ヶ月以内に、公証役場で保証意思宣明公正証書を作成しなければならない。

第8 沿岸漁業改善資金運営協議会の設置

- 1 総合振興局長又は振興局長は、沿岸漁業改善資金の適正かつ円滑な運営を図るため、沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置するものとする。
- 2 運営協議会の運営については、別に定めるところによるものとする。

第9 貸付資格等の審査及び決定

- 1 総合振興局長又は振興局長は、認定申請書及び貸付申請書を受理したときは、借受資格、保証人の適否及び法第8条の規定の適合の可否についての審査並びに運営協議会の意見を徴し、その結果を貸付申請審査表（別記第5号様式）により整理し、第2及び第3の総合振興局等別貸付枠配分の範囲内において貸付資格の認定及び貸付けの決定をするものとする。
- 2 総合振興局長又は振興局長は、必要があると認めるときは、資金の種類ごとに次に掲げる事項について判断し、これらについての補足資料を添えて運営協議会に提出するものとする。
 - (1) 申請者が、当該資金を導入することが技術的及び経営的見地からみて必要かつ可能であるかどうか。
 - (2) 当該資金導入後の事業運営が適正かつ円滑に行われ得ると予想されるかどうか。
 - (3) 青年漁業者等養成確保資金の場合、申請者が近代的な沿岸漁業の担い手になり得る資

質と意欲を十分に備えているかどうか。

- (4) 漁業経営開始資金の場合、申請者が「近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者」として養成確保される見込みがあるかどうか。
 - (5) 申請者が沿岸漁業の従事者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合、中心人物の有無、構成員の数等からみて、当該団体が水産業普及指導員の集団指導の対象として適当な規模実体を有するかどうか。
- 3 経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の各資金についての貸付条件は、別表のとおりとする。
- 4 同一沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けは、原則として貸付基準の表第1から第3の中欄に掲げる貸付内容ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容等が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費の節減若しくは大気汚染物質（窒素酸化物（NO_x）等）の放出の低減をすること等により、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資することが認められる場合
 - (2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法・漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等がすでに導入している機器等と技術的に異なる場合
 - (3) 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合
 - (4) 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付では、その効果が判定しがたい場合（ただし、この場合2回を限度とする。）
 - (5) 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合又は漁場の利用方法の転換を道等の指導を受け、年次計画を立てて行う場合
 - (6) 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合
 - (7) 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は効果的な使用に資するものであると認められる場合
 - (8) 借受者が災害を受け、本資金により導入しようとする技術又は生産方式の改善等が未達成の状態となったと認められる場合
 - (9) 研修教育資金の国内研修の場合（ただし、この場合2回を限度とする。）
 - (10) 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合
- 5 総合振興局長又は振興局長は、貸付決定をしたときは、貸付決定一覧表（別記第6号様式）により漁協及び信漁連に通知するものとする

第10 貸付決定の取消し

- 1 総合振興局長又は振興局長は、貸付決定の通知をした後において、貸付決定を受けた者（以下「借受者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付決定を取り消すものとする。
 - (1) 借受者が、借用証書及び保証意思宣明公正証書の写しを正当と認められる理由なく提出期日を経過してもなお提出しないとき。
 - (2) 借受者が、貸付金を受領する前に、借入辞退の申出をしたとき。
 - (3) 借受者が、貸付金を受領する前に、貸し付けることが不適當であると認められる事由が発生したとき。
- 2 総合振興局長又は振興局長は、前項により貸付決定を取り消したときは、貸付決定取消通知書（別記第7号様式）により漁協を経由し借受者に通知するとともに、貸付決定取消

連絡書（別記第8号様式）により漁協及び信漁連に通知するものとする。

第11 借用証書の提出

- 1 借受者は、貸付決定の通知を受けたときは、借用証書に借受者及び連帯保証人の印鑑証明及び連帯保証人の保証意思宣明公正証書の写しを添えて漁協を経由して総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。この場合、漁協は、貸付決定一覧表と照合、確認の上、借用証書を取りまとめ、提出期日までに総合振興局長又は振興局長に提出するとともに、その写しを信漁連に送付するものとする。
- 2 ただし、連帯保証人が次に掲げる場合、保証意思宣明公正証書の添付は不要とする。
 - ア 借受者が法人である場合、当該法人の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
 - イ 借受者が法人である場合、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する者等
 - ウ 借受者が個人である場合、共同事業者又は借受者が行う事業に従事している借受者の配偶者
- 3 借用証書に記載する借用月日は資金交付日とする。

第12 貸付金の交付

総合振興局長又は振興局長は、借用証書の提出があった場合は、その内容を審査し、資金交付の条件が整っていると認めるときは、借受者に対し資金交付日に合わせて、信漁連及び漁協を通じて資金を交付するものとする。

第13 領収書の提出

資金の交付を受けた借受者は、領収書（別記第9号様式）を漁協を経由して信漁連に提出するものとする。

第14 事業計画の変更

- 1 借受者は、事業計画の内容を変更するときは、事業計画変更承認申請書（別記第10号様式）を漁協を経由して総合振興局長又は振興局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更承認を必要とする場合は、事業費において20パーセント以上の増減があるときとする。

なお、申請書の提出を受けた漁協は、第5第1項に準じ処理するものとする。
- 2 総合振興局長又は振興局長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更することが相当であると認めるときは、当該借受者に対し、事業計画変更承認通知書（別記第11号様式）により、漁協を経由して通知するとともに、その旨を信漁連に通知するものとする。

第15 事業完了期

- 1 借受者は、貸付規則第11条第1項に定める期間内に事業を完了することが困難となったときは、事業実施期間延長承認申請書（別記第12号様式）を、その期限の10日前までに漁協を経由して、総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。
- 2 総合振興局長又は振興局長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事情やむを得ないと認めたときは、事業実施期間延長承認通知書（別記第13号様式）により漁協を経由して借受者に通知するとともに、その旨を信漁連に通知するものとする。

第16 事業の実施報告

- 1 貸付規則第11条第2項に定める事業実施報告書（以下「報告書」という。）は、漁協を経由して総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。なお、青年漁業者等養成確保資金のうち、研修教育資金にあっては、研修終了（事業実施）報告書（別記第14号様式）をもって報告書に代えるものとする。
- 2 漁協は、前項の報告書を受けたときは、事業内容を確認し、事業費等確認書（別記第15号様式）を作成し、報告書に添付して関係の指導所に送付するものとする。

- 3 関係の指導所は、借受者に関し、借受者調査書（別記第16号様式）を作成し、前項の報告書に添付して総合振興局長又は振興局長に送付するものとする。
- 4 借受者は、事業に要した経費が、貸付決定額を下回るときは、差額相当の貸付金について、第19による繰上償還の申請を事業実施報告と同時に行うものとする。
- 5 第1項の場合において、借受者が操船作業省力化機器等設置資金、補助機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の貸付けを受けた者であって、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件の一に該当する貸付けの条件を付されている者であるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業報告書に添付するものとする。
 なお、検査官の合格を証する成績表の写しをもって右欄に掲げる証明書に代えることができるものとする。

1 機器等が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条第3項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受け基準に適合していることの確認を受けること。	機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	予備検査合格証明書（船舶安全法第9条第3項）
	準備検査を受け、基準に適合しているとの確認を受けた場合	準備検査成績通知書（船舶安全法施行規則第65条の3第4項）
2 船舶安全法第5条第1項の定期検査中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	(1) 定期検査を受け、これに合格した場合	船舶検査証書（船舶安全法第9条第1項）又は船舶検査手帳（船舶安全法施行規則第46条）
	(2) 中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
3 機器等が船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検査合格証明書（船舶安全法第9条第4項）

第17 貸付金の償還

- 1 貸付金の償還期日は、6月、10月及び2月の各25日とする。
- 2 貸付金の償還方法は、元本均等の年賦償還とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 各回の償還金の算定において、千円未満の端数が生ずるときは、これを第1回の償還金に加算し、次回以降の償還金に千円未満の端数が生じないようにするものとする。

第18 貸付金の償還方法

- 1 総合振興局長又は振興局長は、貸付金の約定償還日の20日前までに償還通知書に納入通知書（別記第17号様式）を添え、信漁連及び漁協を経由し、借受者に送付するものとする。この場合、総合振興局長又は振興局長は、償還金一覧表（別記第18号様式）を添付するものとする。

- 2 借受者は、納入期日までに償還金に納入通知書を添えて漁協に納入するものとする。
- 3 償還金を収納した漁協は、信漁連を経由し、領収済通知書を総合振興局長又は振興局長に送付するものとする。

第19 貸付金の繰上償還

- 1 借受者が第16第4項及び第17第2項により繰上償還をしようとするときは、繰上償還申請書（別記第19号様式）を漁協を経由して総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。
- 2 総合振興局長又は振興局長は、前項の繰上償還申請書を受理したときは速やかに調定し、納入通知書を漁協を経由して借受者に送付するとともに、その旨を信漁連に通知するものとする。
- 3 繰上償還金の納入については、貸付金の償還方法によるものとする。

第20 貸付金の期限前償還

- 1 総合振興局長又は振興局長は、法9条及び貸付規則第10条に定める借用証書の特約条項第1条に定める事態が発生したと認められるときは、借受者に対し、貸付金の全部又は一部につき期限前償還を請求できるものとする。
- 2 総合振興局長又は振興局長は、前項の請求をするときは速やかに調定し、貸付金期限前償還請求書（別記第20号様式）に納入通知書を添え、漁協を経由して借受者に送付するとともに、その旨を信漁連に通知するものとする。
- 3 期限前償還金の納入方法については、貸付金の償還方法によるものとする。

第21 支払猶予の申請及び決定

- 1 借受者は、貸付規則第13条の規定により償還金の支払猶予の申請をするときは、支払猶予申請書に次の表に掲げる証明書（別記第21号様式）を添えて、漁協及び信漁連を経由して総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。
ただし、天災を理由として申請をするときは、被災状況に係る申出書をもって証明書に代えるものとし、総合振興局長又は振興局長は関係の防災担当部局、指導所、漁協等からの情報、意見等を踏まえて判断するものとする。
- 2 支払猶予期間は原則として1年とし、総合振興局長又は振興局長は支払猶予決定通知書を漁協を経由して借受者に送付するとともに、信漁連にその旨を通知するものとする。

理由	知事の指定する者	証明書	備考
火災	消防（署）長	り災証明	
盗難	警察署長	盗難届受理証明	管轄の警察署から交付を受けること
死亡、疾病、負傷	医師等	診断書等	

第22 指導確認体制の確立

- 1 借受者に対する事業の指導及び事業実施の確認は、次の表により関係機関が分担して行うものとする。ただし、生活改善資金の場合にあっては、男女平等参画等の推進を担う職員との連携に配慮するものとする。

区分	担当機関
1 貸付前及び貸付後における指導	指導所
2 貸付申請時における指導、審査	
(1) 事業計画の指導	漁協、指導所
(2) 法令、通達、規則等に適合しているかどうかの審査	漁協、指導所

3 事業実施についての確認、指導	
(1) 事業実施報告書の確認	漁協、指導所
(2) 共同貸付けの場合の個人別内容の確認	漁協
(3) 事業費が貸付決定額を下回る場合等の繰上償還の指導	漁協
(4) 事業費支払方法等の確認、指導	漁協
(5) 漁業経営開始資金の場合における帳簿の備付け等の指導	漁協、指導所
(6) 事業実施状況の確認	総合振興局又は振興局

2 総合振興局長又は振興局長は、前項の表の3の(6)による当該年度貸付事業の確認結果を、貸付確認調査結果報告書（別記第22号様式）により翌年度の9月10日までに水産林務部長に報告するものとする。

第23 事務の委託

信漁連は、貸付規則第15条の規定に基づき事務の委託を受けたときは、その構成員である漁協に対し、事務の一部を自己の責任において再委託することができるものとし、この場合の再委託することができる漁協は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行っているものとする。

第24 貸付金の管理保全

総合振興局長又は振興局長は、貸付金の管理を明確にするため、個人別貸付償還台帳（別記第23号様式）により、借受者及び資金の種類ごとの貸付状況、償還状況等を明らかにするものとし、貸付金の管理保全について漁協等を指導するとともに、必要があると認めるときは現地調査を行うものとする。

第25 報告

総合振興局長又は振興局長は、当該年度における次の書類を作成し、翌年度の4月10日までに水産林務部長に報告するものとする。

- (1) 貸付金支出状況調書 (別記第24号様式)
- (2) 償還金収納状況調書 (別記第25号様式)
- (3) 貸付金繰上（期限前）償還一覧表 (別記第26号様式)
- (4) 違約金の調定収納状況調書 (別記第27号様式)

第26 帳簿等の備付け

総合振興局又は振興局に備え付ける帳簿等は次のとおりとし、必要に応じ補助簿等を備えるものとする。

- (1) 債権管理簿 (別記第28号様式)
- (2) 個人別貸付償還台帳 (別記第23号様式)
- (3) 徴収原簿（総括表） (別記第29号様式)
- (4) 徴収原簿 (別記第30号様式)

第27 その他

この要領に定めるもののほか、必要なものは別に定めるものとする。